

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	電話番号: 03-5253-5837	e-mail: reallocation@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成23年2月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>パーソナル無線は、昭和57年に903-905MHzを使用する簡易無線システムの一つとして導入された。その後、採用されている技術的条件が十分整備されており、短期的にこれを見直す必要性に乏しいこと等を理由として、昭和62年の電波法改正により、電波法第13条第2項において免許の有効期間を10年とする措置が講じられ現在に至っている。この無線システムは、一時は無線局数が約170万局まで増加したものの、近年、携帯電話等代替となる他の無線システムの普及により無線局数が大幅に減少し、現在では約2万局となり、無線設備の新規製造も既に中止されている。</p> <p>このような状況を受け、現在、パーソナル無線に割り当てられている周波数を携帯電話用(携帯電話端末用)に割り当てる一方で、パーソナル無線を平成27年頃までに廃止することを検討しているところである。</p> <p>パーソナル無線の免許期間を規定する電波法第13条第2項は、免許の有効期間を10年とする無線局を「903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局」と規定しているため、パーソナル無線に限らずこの条件に合致する無線局の免許の有効期間は10年となり、同じシステムでも割り当てられる周波数によって免許の有効期間が異なることとなる(ただし、包括免許については、第27条の5第3項において「5年を超えない範囲内で総務省令に定める」とこととされているため、該当しない。)</p> <p>当該周波数帯は、携帯電話端末用に割り当ててを予定しているため、同項が残っていると包括免許局以外の無線局については、免許の有効期間の取扱いが帯域によって異なる事態が生ずることとなるため、パーソナル無線の免許の有効期間の特例規定を廃止する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	電波法(昭和25年法律第131号)第13条第2項	
分析対象期間	電波法の一部を改正する法律の施行後5年とする。		
費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)	費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定する。		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止に伴い、現に免許の有効期間が10年とされているパーソナル無線の免許を受けている者の免許の有効期間については、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、当該免許を受けている者においては特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。また、本制度の施行後に免許を受ける者についても、通常の免許手続により免許を受けることができるため、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。		
(行政費用)	パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止により特段の行政事務は発生しないため、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。		
(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。		
規制の便益	便益の要素		
	無線設備の新規製造も既に中止され、新規の免許人が見込まれない状況にあるパーソナル無線の免許の有効期間の特例を廃止し、現在、パーソナル無線用に割り当てられている周波数帯を、通信量の増加により周波数需要が増大している携帯電話用に割り当てることは、電波の有効利用に資するものである。 なお、既存のパーソナル無線の免許人については、免許の有効期間に関する経過措置を設けることから、電波の継続使用に対する期待が損なわれることはない。		
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	本制度改正は、上記のとおり、特段の金銭的負担及び事務的負担を発生させることなく、電波の有効利用に資する周波数の再編を行うことを可能とするものであることから、適切なものである。		
有識者の見解その他関連事項	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ)の報告書における「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン(平成22年11月30日)」		
レビューを行う時期又は条件	分析対象期間を踏まえ、電波法の一部を改正する法律の施行後5年以後に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。		
備考	上記のとおり、パーソナル無線を平成27年頃までに廃止し、割り当てられている周波数を携帯電話用(携帯電話端末用)に割り当てるためには、免許の有効期間の特例を廃止する必要があるため、本件については、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。		